

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していくことを目的として配信しています。

=目 次=

1. 重大事故等情報=7件（4月12日～4月18日分）
 - (1) 乗合バスが大型バイクと衝突した事故
 - (2) 乗合バスの車内事故
 - (3) 貸切バスの車内事故
 - (4) 貸切バスが軽自動車と衝突した事故
 - (5) タクシーが歩行者を撥ねた事故
 - (6) トラックが酒気帯びで軽自動車に追突した事故
 - (7) トラックが高速乗合バスに追突した事故
2. トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
3. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
4. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
5. 事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について

◇◇◇

【1. 重大事故等情報=7件】（4月12日～4月18日分）

- (1) 乗合バスが大型バイクと衝突した事故

4月12日（金）午後8時20分頃、広島県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せて運行中、交差点を右折して進入してきた大型バイクと衝突した。

この事故により、当該大型バイクの運転者が死亡した。

なお、当該乗合バスの乗客及び運転者に怪我はなかった。

事故現場は、直線道路で見通しは良く、事故当時、当該交差点の信号機は双方とも青であった模様。

（2）乗合バスの車内事故

4月16日（火）午前10時20分頃、新潟県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客約40名を乗せて運行中、乗客（女性、75歳）が転倒した。この事故により、当該乗客が右大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスは前方に突然車線変更してきた乗用車との衝突を避けるため、ブレーキ操作を行ったところ、乗用車との衝突は免れたものの、当該

乗合バスの最後部に乗車していた当該乗客が前のめりに転倒した模様。

（3）貸切バスの車内事故

4月13日（土）午後7時45分頃、岐阜県において、愛知県に営業所を置く貸切バスが乗客32名を乗せて運行中、最後席に座っていた乗客（女性、70歳）が、車体のバウンドにより頸椎骨折の重傷を負った。

事故当時、当該貸切バスが橋梁の手前の道路上の継ぎ目部を通過する際に、車体がバウンドした模様。

（4）貸切バスが軽自動車と衝突した事故

4月17日（水）午後5時20分頃、大阪府において、府内に営業所を置く貸切バスが乗客41名を乗せて運行中、センターラインをはみ出してきた軽自動車と正面衝突した。

この事故により、当該軽自動車の運転者1名が死亡、当該貸切バスの運転者と乗客計42名が軽傷を負った。

事故現場は片側1車線の緩いカーブで、事故当時、当該軽自動車が何らかの理由でセンターラインをはみ出してきたのが後続の貸切バスのドライブレコーダに記録として残っていた。

（5）タクシーが歩行者を撥ねた事故

4月13日（土）午前1時35分頃、愛媛県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

事故当時、当該タクシーの信号機は黄色の点滅であり、当該タクシーから見て右から横断歩道を横断していた当該歩行者の発見が遅れ、ブレーキを踏んだが間に合わず撥ねた模様。

（6）トラックが酒気帯びで軽自動車に追突した事故

4月12日午後8時10分頃、静岡県において、大阪府に営業所を置くトラックが走行中、軽自動車に追突した。

この事故により、当該軽自動車の運転者が死亡した。

事故当時、当該軽自動車が単独事故により道路上で停止していたところ、当該トラックが追突した模様。

なお、当該トラックの運転者は道路交通法違反（酒気帯び運転の疑い）で逮捕された。

（7）トラックが高速乗合バスに追突した事故

4月16日（火）午前2時30分頃、愛知県の高速自動車道において、千葉県に営業を置く高速乗合バスが乗客20名を乗せて、運行中、大型トラック①に追突された。

このはずみで、当該高速乗合バスが工事で渋滞中の大型トラック②に追突し、さらに大型トラック②がその前のトラック③に追突するなど、4台が絡む玉突き事故となった模様。

この事故により、当該高速乗合バスの乗客20名と運転者1名、大型トラックの運転者3名の合わせて24名が軽傷を負った。

事故現場は、片側3車線のうち2車線で工事が行われていた。

◇◇

【2. トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成25年5月1日より、保有車両数が5両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。

(ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に5両割れ事業者であった者については、平成26年4月30日までに運行管理者の選任を行う必要があります。)

○改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）（抄）

第18条（運行管理者の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成25年3月29日

施行：平成25年5月1日

【3. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

(各検討会)

- ・「バス事業のあり方検討会」
- ・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- ・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- ・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_ty_002069.html

【4. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>)

[掲載マニュアル一覧]

- ・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
- ・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇◇

【5. 事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について】

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）では、自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、事業用自動車の運転者の健康状態の確認について、これまで平成23年10

月14日付け文書(国自安第32号)等で徹底をお願いしてきたところですが、今般、平成24年12月23日、静岡県静岡市の交差点において、乗客15名を乗せた乗合バスが路肩に駐車していた軽乗用車に接触しその弾みで信号機に衝突し、その信号機を押し出しながら、その前方のタクシーに追突し、乗合バスの乗客8名、タクシー運転者及び乗合バスの運転者の合計10名が軽傷を負う事故が発生しました。

この事故の詳細な原因は現在調査中であるものの、当該乗合バスの運転者が、事故の直前に何らかの原因により意識を喪失したために発生したと推察されるものであることから、下記の事項について、改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願ひ致します。

記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
2. 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。
3. 平成22年7月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解されること。

◇◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメールマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。

そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)
- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

